

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月15日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 18 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉冷却材浄化系逆洗受ポンプ(A)の点検において、シール水配管継手部より水のにじみが認められたため、当該継手部を補修。	D	
2	1号機	モニタリングポスト(低レンジモニタMP - 1、2)記録計において、記録不良(紙詰まりにより6時間30分記録していない)が認められたため、正規状態に紙を取付。(計算機記録は異常なし)	C	
3	2号機	非常用ディーゼル発電設備(A)非常用給気ファン(A)用電動機点検において、ファン軸嵌め合い部に摩耗が認められたため、対応検討。	D	
4	2号機	非常用ディーゼル発電設備(A)非常用給気ファン(C)用電動機点検において、ファン軸嵌め合い部及び軸端に擦れ傷が認められたため、対応検討。	D	
5	2号機	原子炉冷却材再循環ポンプ用電源(M/G)設備(A)潤滑油ポンプ調節弁(4台)において、グランド部に油のにじみが認められたため、当該弁下部に受け皿設置及び点検・補修。	D	
6	2号機	所内変圧器(A)において、タップ切替器(電圧切替器)フランジ面に油のにじみが認められたため、対応検討。	D	
7	2号機	主復水器空気抽出系蒸気式空気抽出器(A)第1段空気入口弁開度計点検において、中央操作室開度計の開度表示と現場開度表示に相違が認められたため、対応検討	D	
8	2号機	所内変圧器(A、B)において、制御ケーブル中継端子箱扉に腐食が認められたため、当該腐食箇所を補修。	D	
9	2号機	原子炉再循環ポンプ(A)点検の軸芯出し作業において、芯出し工具を回転させる際に、胸部に接触し負傷(すり傷)したため、業務車で病院に搬送。	C	
10	2号機	定期事業者検査「制御棒駆動機構機能検査」において、制御棒2本(制御棒座標:10-39、14-35)の駆動時間(引き抜き)に判定値外れが認められたため、点検調整後、再検査。	D	・H20年12月16日再審議にてグレード変更「C D」
11	2号機	換気空調系中央制御室冷却サージタンク(B)ドレン弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・補修。	D	
12	2号機	主タービン第1抽気管ドレントラップバイパス弁電磁弁において、スイッチを「開」操作しても開しない事象が認められたため、当該バイパス弁を点検。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	3号機	主タービン制御系電気油圧式制御装置の高圧油圧発生装置用油タンクにおいて、高圧油ユニット油面高警報の表示が確認されたため、当該油タンクの油面を調整。	D	
14	3号機	タービン建屋復水器水室海水ストームドレンサンプ(B) サンプポンプ(D)の吐出逆止弁に動作不良(開固着)が認められたため、当該吐出逆止弁を点検。	D	
15	4号機	中央操作室より貸し出した鍵(非常用ディーゼル発電設備(A)室北側扉)の未返却が確認されたため、調査及び対応検討。	C	
16	4号機	主発電機水素ガス冷却系水素ガスポンペ(Aラック)出口弁(No.2)グランド部において、水素の微少漏えいが認められたため、当該弁グランド部を補修。	D	
17	3,4号廃棄物処理設備	焼却設備灰ドラム搬出制御盤内選択スイッチの選択操作において、選択表示灯が点灯せず、選択できないことが認められたため、調査及び対応検討。	D	
18	その他	電子通信設備保守業務において、キャスク保管建屋内西側ハンドセットに不良(通話及び拡声ができない)が認められたため、当該ハンドセットを点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353